【資料42】労働者健康福祉機構の立替払後の労働債権充当パターン表

〔前提〕

機構の立替払いの充当は、①退職手当、②定期賃金の弁済期が到来した順序による。

退職金債権には、必ず財団債権部分があり、優先的破産債権のみという場合がないものとする（一部支給済みの場合に財団債権から充当する見解の場合には、優先的破産債権のみの場合も生じる。）。

☆全１１パターン（１①～③、２①②、３①～⑥）

**１　給料のみの場合**【３パターン】

1. 給料が全て財団債権の場合【本書346頁のケース１】

＜最も単純＞

立替払分は、全て財団債権

元従業員に残る分も全て財団債権

1. 給料が全て優先的破産債権の場合【本書347頁のケース２】

＜最も単純＞

立替払分は、全て優先的破産債権

元従業員に残る分も全て優先的破産債権

1. 給料に財団債権部分と優先的破産債権部分がある場合【本書349頁のケース４】

＜充当は優先的破産債権部分から＞

　給料の開始３カ月前の月の一部までの立替払いの場合、その月の給料債権は１本の債権で、財団債権部分と優先的破産債権部分があるので、按分が必要となる。

【給料の場合の按分計算】

**２　退職金のみの場合**【２パターン】

1. 退職金が全て財団債権の場合【本書347頁】

＜最も単純＞

立替払分は、全て財団債権

元従業員に残る分も全て財団債権

1. 退職金に財団債権部分と優先的破産債権部分がある場合【348頁のケース３】

＜按分必要＞

　退職金債権は１本の債権で、財団債権部分と優先的破産債権部分があるので、按分が必要となる。【退職金の場合の按分計算】

**３　退職金と給料がある場合**【６パターン（２と１の組み合わせ）】【本書350頁】

①　退職金が全て財団債権＋給料が全て財団債権の場合（２①＋１①）

＜単純・退職金から充当＞

立替払分は、全て財団債権

元従業員に残る分も全て財団債権

②　退職金が全て財団債権＋給料が全て優先的破産債権の場合（２①＋１②）

＜退職金から充当＞

充当できた部分の仕分けによる

③　退職金が全て財団債権＋給料に財団債権部分と優先的破産債権部分がある場合（２①＋１③）

＜退職金から充当＋給料は優先的破産債権部分から充当・給料で按分必要な場合あり＞

　退職金は全額立替払いでき、給料の開始３カ月前の月の一部までの立替払いの場合、その月の給料債権は１本の債権で、財団債権部分と優先的破産債権部分があるので、按分が必要となる。

④　退職金に財団債権部分と優先的破産債権部分がある＋給料が全て財団債権の場合（２②＋１①）

＜退職金から充当・退職金で按分必要な場合あり＞

退職金の一部までの立替払いの場合は、退職金債権は１本の債権で、財団債権部分と優先的破産債権部分があるので、按分が必要となる。

　⑤　退職金に財団債権部分と優先的破産債権部分がある＋給料が全て優先的破産債権の場合（２②＋１②）

＜退職金から充当・退職金で按分必要な場合あり＞

退職金の一部までの立替払いの場合は、退職金債権は１本の債権で、財団債権部分と優先的破産債権部分があるので、按分が必要となる。

退職金が全額立替払いできた場合は、充当できた部分の仕分けによる。

⑥　退職金に財団債権部分と優先的破産債権部分がある＋給料に財団債権部分と優先的破産債権部分がある場合（２②＋１③）

＜退職金から充当＋給料は優先的破産債権部分から充当・いずれも按分必要な場合あり＞

　退職金の一部までの立替払いの場合は、退職金債権は１本の債権で、財団債権部分と優先的破産債権部分があるので、按分が必要となる。

退職金は全額立替払いでき、給料の開始３カ月前の月の一部までの立替払いの場合、その月の給料債権は１本の債権で、財団債権部分と優先的破産債権部分があるので、按分が必要となる。